

⑨ 資源投入量	予算・決算	年度		総事業費	18年度決算		19年度決算		20年度決算見込		21年度予算	
		事業費(正規・嘱託・臨時職員の人件費を除く)			—	62,746	58,671	70,386	64,230			
		うち、当該個別事業事業費(各人件費を除く)※			—	62,746	58,671	70,386	64,230			
		財源内容	特定財源	うち委託費・報償費		—	61,826	57,652	69,554	63,000		
				国庫・県支出金			—					
				市債			—					
				受益者負担分(使用料等)			—					
				その他			—					
		一般財源				—	62,746	58,671	70,386	64,230		
		一般財源 + 市債				—	62,746	58,671	70,386	64,230		
人件費・投入業務量	正規職員	標準人件費		1.00	人	1.00	人	1.00	人	1.00	人	
		7,600	千円	7,600	千円	7,600	千円	7,600	千円	7,600	千円	
	嘱託職員	標準人件費		2.00	人	2.00	人	2.00	人	2.00	人	
		3,200	千円	6,400	千円	6,400	千円	6,400	千円	6,400	千円	
	臨時職員	標準人件費		1.00	人	1.00	人	0.30	人	0.75	人	
1,500		千円	1,500	千円	1,500	千円	450	千円	1,125	千円		
職員数計				4.00	人	4.00	人	3.30	人	3.75	人	
減価償却費	職員1人当たり標準減価償却費		180	千円	720	千円	720	千円	594	千円	675	千円
庁舎維持管理費	職員1人当たり標準庁舎維持管理費		210	千円	840	千円	840	千円	693	千円	787	千円
事業のトータルコスト				79,806	千円	75,731	千円	86,123	千円	80,817	千円	

※事業が複数の個別事業から構成されている場合は、上段に事業費を記入し、下段に当該個別事業の事業費を記入する

⑩ 数値目標	指標・名称		初期値	目指すべき目標値	18年度		19年度		20年度		21年度	
	アウトプットに関する指標	自己搬入受付件数	—	—	目標	—	—	—	—	—	—	—
		(年度)	(年度)	(平成年度)	実績	316,177	323,393	336,994				
		問合せ件数	—	—	目標	—	—	—	—	—	—	—
	(年度)	(年度)	(平成年度)	実績	47,699	44,071	40,493					
	アウトカムに関する指標	自己搬入事前受付センター運営日数	—	—	目標	310	310	311				
		(年度)	(年度)	(平成年度)	実績	310	310	311				
		自己搬入ごみ搬入量(トン)	185,820	156,000	目標	—	—	—	—	—	—	—
	(平成14年度)	(平成27年度)	実績	164,362	151,395	133,455						
	自己搬入ごみ削減率	100%	-16%	目標	—	—	—	—	—	—	—	
(平成14年度)	(平成27年度)	実績	-11.5%	-18.5%	-28.2%							

⑪ 目標達成度(20年度)	指標・名称		達成状況(20年度)	評価 A~D	目標の達成及び未達成の理由、今後必要となる努力・対策						
	アウトプットに関する指標	自己搬入受付件数	336,994	B	自己搬入ごみの搬入申込者に対し、電話及びインターネットによる事前受付を着実に実施した。						
		問合せ件数	40,493	B	市民・事業者からの自己搬入ごみの搬入に関する問い合わせに、着実に対応している。						
		自己搬入事前受付センター運営日数	311	B	計画どおり日曜日及び1月1日～3日までを除く毎日、電話受付業務を実施した。						
	アウトカムに関する指標	自己搬入ごみ搬入量(トン)	133,455	A	本市の平成14年度の自己搬入ごみ量が185,820トンに対し、平成20年度は133,455トンになり、52,365トン減量されている。						
		自己搬入ごみ削減率	-28.2%	A	「循環のまち・ふくおか基本計画～福岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画～」によると、本市の平成27年度の事業系ごみを平成14年度に対して16%の減量が求められている。これに従えば、平成20年度には既に28.2%減量され、大きく目標が達成されている。						

⑫ 要因分析	外部要因		リサイクル法の徹底や市民意識・企業意識の変化、省資源化社会の推進などによる自己搬入ごみの減少。								
	外部要因	事業実施の追い風となる外部環境									
		事業実施に支障となることと予測される外部環境	資源物の相場の暴落により民間の流通に乗らないことによる資源ごみの増加。自然災害等による自己搬入ごみの増加。								
	内部要因	関連事業	事業名	事業所ごみ減量再資源化指導	関連内容	各事業者への立入指導					
所管所属名			環境局ごみ対策部事業系ごみ対策課	関連内容	自己搬入ごみ事前受付業務						
		事業名	自己搬入ごみ事前受付システム維持管理	関連内容							
		所管所属名	環境局施設部管理課	関連内容							

⑬ 事業内容のチェック	項目		評価 A~D	所管部署の現状分析・理由
	事業の必要性の視点	必需性 市民が社会生活を営むうえで必要不可欠なサービスか	B	一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務である。自己搬入ごみも、適正に処理する責務を負っており、自己搬入ごみ事前受付センターの業務はこれをサポートする事業である。
		公益性 サービスの提供により市民福祉が増大しているか	B	ごみ処理施設に搬入するにあたり、事前に電話等で処理できるごみや処理施設の場所、受入時間など必要な情報を提供することができ、ごみ搬入者には有効なサービスである。
	実施主体の視点	代替性 市以外(民間、NPO、国、県など)が同種のサービス提供の実施主体となっている事例がないか	D	当該事業は、市の一般廃棄物の処理に係る固有事務の一部を成し、法に基づいて搬入者指導を行うと共に搬入者の個人情報等を扱うことから、業務主体は市である必要がある。ただし、業務の実施はアウトソーシングにより委託化している。
	共働の視点	共働 地域・企業・NPO等との連携し、共働できているか。役割分担が出来ているか	D	ごみ処理施設と連携して受付業務を行う必要から、業務主体は市である必要がある。ただし、業務の実施はアウトソーシングにより委託化している。
	連携・効果性の視点	連携 市の他局・他部又は国・県との連携や役割分担が出来ているか	B	受託5市町(春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、久山町)の自己搬入ごみも受け入れていることから、自己搬入事前予約センターで同市町の事前予約も行っている。廃棄物や廃棄物処理施設等に関連する問い合わせについても当受付センターでも受け付けており、管理課等の業務の一部を行っている。
	受益者負担の視点	受益者負担 受益者の負担の現状はどうなっているか	B	自己搬入ごみをごみ処理施設に搬入時にごみ処理手数料を徴収することから、受益者の負担は確保されている。
	有効性・効率性の視点	対象者 事業の対象や働きかけの相手方等について効果的な絞り込みが出来ているか	A	本市及び受託5市町(春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、久山町)の自己搬入ごみに限っている。
資源の有効活用 市が持っている社会資本・ストック(施設・調査資料等)を有効に活用しているか		A	搬入されるごみ内容に応じ、適切なごみ処理施設を案内する。ごみの受入基準に基づいて受入の可否などについて判断するが、判断に必要な情報等は本市から提供する。	
コスト 業績の実績と投入コストを比較し、コストに見合う成果を上げているか		A	適正なごみの受入とリサイクル可能なごみのリサイクルへの誘導など一定の効果を得ている。	
これ以上コストを下げるためにできることは何か。もしくは、同様のコストでより大きな成果を上げることが可能か			電話受付とインターネット受付の2本立てで行っているが、現状は電話予約が大半を占めている。このため、インターネット予約にシフトしていけば電話オペレーターの人員を見直すことが可能である。	

⑭ 課題と今後の取り組みの方向性	
課題	今後の取り組みの方向性
事業系ごみの更なる減量を目指し、多量搬入者の指導を徹底していく。	受入の実績データを活用し、多量搬入者や排出者に対してヒアリングを行い、ごみ減量について事業者指導を実施する。(1日当たりの搬入量の規制があるが、複数の工場に異なる車で搬入した場合などは、現システムでは識別できない。)併せて必要なシステム及び体制を整備していく。
事前受付時の申込みの適正化を図っていく必要がある。	現在のシステムは、申込者の良識を基本に構築されている。虚偽の申請等、悪用されることもあり得ることから、搬入時の聴き取りや展開調査において確認する必要がある。また、必要に応じてシステムの見直し等も検討していく。 悪質な事業者には、指導の強化と共に罰則等の条例整備についても検討する必要がある。

⑮ 事業に対する所管部署の総合評価	
必要性	分析・理由
A	高い 循環型社会の構築や資源の有効活用を行い、ごみ減量を図ることが環境局の大きな課題の一つである。そして、どうしても有効活用できないものについては焼却処理など環境に配慮しつつ適正処理を行っている。 ごみの事前受付の仕組みにより、リサイクルできるごみはリサイクルに回すように搬入者を指導するなど、ごみ減量を推進するためには有効であるとともに、さらに、ごみ処理施設に搬入禁止物や不適物を搬入されることが排除でき、これらに起因する故障等を未然に防止することが可能である。 以上のことから本事業の必要性は極めて高いとともに、これに展開調査や事業者指導などを連携させるとさらに大きな効果が発揮できるものと考えられる。

⑯ 今後の事業展開		
今後の方向性	予想される今後の展開	事業終了の条件
I	I 拡充・継続 II 要改善 III 国/県/広域 IV 民間 V 縮小 VI 廃止 一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、当該事業はその一部を成している。 現時点では自己搬入ごみの受入体系を変える要因もないことから、現状を維持する必要がある。	-